

# 令和 8 年 度 刈谷市放課後児童クラブ入会案内

## 1 放課後児童クラブとは

保護者等が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校終了後や学校休業日に生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とした事業です。

## 2 活動内容

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援。

- ・学校や塾とは違うので、学習指導など特別な指導はしていません。
- ・おやつ時間もありません。おやつは、保護者等に用意をお願いしています。
- ・学校給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

## 3 対象児童（入会基準）

市内の小学校に就学する、集団生活ができる児童で、次に掲げるいずれかの理由により継続的に児童を育成できない状態であること。

理由	条件
就労	<p>(1) 次の①と②の両方に当てはまり、保護者等<sup>※1</sup>が学校終了後に家庭にいない</p> <p>① <u>月曜日から土曜日までのうち、3日以上勤務している。</u></p> <p>② <u>勤務終了時間が午後3時30分以降</u>（1、2年生は午後3時以降、学校長期休業期間のみの利用は午後1時以降）である。<sup>※2</sup></p> <p><sup>※1</sup>保護者等に含むもの  <b>住民票に記載がなくても同居している人及び同一住所に居住する人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祖父母（70歳未満）</li> <li>・父母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> </ul> <p><sup>※2</sup>日常的に時間外勤務があり、就労証明書にその内容（標準的な時間外勤務時間等）が明記されている場合は、入会基準に必要な勤務終了時間として考慮します。</p>
就労以外	<p>(1) 疾病や負傷により、入院をしている</p> <p>(2) 疾病、負傷又は障害を有していることで、児童をみることができない</p> <p>(3) 妊娠中または出産後間がない            （出産予定日の8週間前の月の1日から出産日の8週間後の月の末日までの期間）</p> <p>(4) 同居の親族を常時介護・看護している</p> <p><sup>※</sup>必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)の場合…入院することがわかる書類</li> <li>(2)の場合…家庭で児童をみることができない旨が記載された診断書</li> <li>(3)の場合…母子手帳</li> <li>(4)の場合…常時介護・看護を要する旨が記載された診断書等</li> </ul>

※次に該当する場合は入会基準を満たしていても、入会ができないことがあります。

- ・集団での生活において他の児童の活動に対し支障を及ぼす可能性があるとき
- ・アレルギー等の特性により、クラブの活動において児童の安全確保が困難なとき

## 4 利用する際の注意事項

- (1) 就労を理由に入会した場合は、保護者等の勤務時間等に応じた利用をお願いします。
  - ・保護者等が仕事を休む日、勤務先が休みの日は利用できません。
  - ・勤務終了時間が早い場合など、その時間に合わせた送迎をお願いします。
- (2) 児童の迎え（学校休業日は、送迎）は、クラブの開設時間内に行ってください。
  - ・中学生以下の方による送迎は、認められません。
  - ・開設時間前に児童を残していく行為は、危険ですのでおやめください。
- (3) 必要な連絡は必ずしてください。特に無断欠席はしないようにお願いします。
- (4) 児童がケガをした場合や体調不良の訴えがあった場合には、優先順位に従って電話しますので、速やかに迎えに来てください。

## 5 入会決定の取り消し

上記注意事項を守らない場合や次の事項に該当する場合は、入会の決定を取り消すことがあります。

- ・入会申請書、就労証明書等の申請書類の記載内容が事実と異なるとき
- ・集団での生活においてクラブの運営または他の児童の活動に対し支障があるとき
- ・利用者負担金を正当な理由なく3か月以上にわたり滞納されたとき

## 6 利用者負担金

- (1) 利用日数にかかわらず児童1人につき月額5,000円です。
  - ・当月の利用がなくても、あらかじめ退会届が提出されていなければ、利用者負担金はかかります。
  - ・入退会で、その月の入会期間が15日以下となる場合は、半額となります。
  - ・生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯は、免除制度があります。（要申請）
- (2) 利用者負担金は、毎月末日に指定された金融機関の口座から引き落とします。

## 7 スポーツ安全保険の加入について

クラブ活動中のケガや事故に備え「スポーツ安全保険」に加入していただきます。利用者負担金とは別に、加入料として入会時に年間800円をご負担いただきます。

## 8 開設日・開設時間等

開設日	平日 (学校がある日)	下校時～午後7時
	土曜日・祝日	午前7時30分～午後7時 【拠点開設のみ】 ・富士松東児童クラブ ・かりがね児童クラブ ・小高原児童クラブ ・住吉児童クラブ ・小垣江児童クラブ ・朝日児童クラブ
	○夏休み・冬休み・春休み ○学校休業日 (振替休日等)	午前7時30分～午後7時
休日	日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)	

＊開設日でも児童の利用(予定)がない日及び時間帯は、開設しません。

## 9 入会申請必要書類等

申請書類により保護者等の就労状況等について入会審査を行い、学年及び家庭状況による優先順位が高い順に入会を決定します。申請が定員を超えた場合等は、入会できないことがあります。

### (1) 申請場所：各放課後児童クラブ（通学する小学校区の放課後児童クラブ）

- ◎必要な書類が全て揃っていないと受理できません。
- ◎利用者負担金の未納がある方は入会決定できません。
- ◎新規入会の場合は、面接を行います。（継続入会でも面接を行う場合があります。）

### (2) 申請に必要な書類

#### ①放課後児童クラブ入会申請書

#### ②就労証明書または診断書などの入会の理由となる証明書等（保護者等全員分）

\*兄弟姉妹で申請する場合は、世帯に1部の提出で可とします。

#### ③放課後児童クラブ入会児童調査票

#### ④金融機関受付済の口座振替依頼書（依頼者用）のコピー

\*継続入会の方で現在の指定口座を変更しない方は、提出の必要はありません。

\*過去に兄弟の利用があつて、同じ口座を指定される場合は、次の書類でも可。

- ・過去に登録した口座振替依頼書のコピー（入会申請する児童の名前を追記）
- ・通帳の見開きコピー（口座登録確認書） ※放課後児童クラブで配付

#### ⑤放課後児童クラブ利用者負担金免除申請書（該当する世帯のみ）

\*生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯で利用者負担金免除を希望される方。

### (3) 申請に際しての注意

- ①申請書等に虚偽の内容があつた場合は、入会の決定を取り消すことがあります。
- ②求職中の受け付けはできません。仕事が確定してから申請をお受けします。
- ③申請書等のコピーは、各クラブでは対応できません。

### 【放課後児童クラブ一覧】

小学校名	クラブ名	電 話
富士松北	富士松北 児童クラブ	36-1010
富士松東	富士松東 児童クラブ	36-8118
富士松南	富士松南 児童クラブ	36-2441
平成	平成 児童クラブ	25-1128
かりがね	かりがね 児童クラブ	24-3366
日高	日高 児童クラブ	24-3344
小高原	小高原 児童クラブ	25-0105
住吉	住吉 児童クラブ	25-3325

小学校名	クラブ名	電 話
亀城	亀城 児童クラブ	21-5301
衣浦	衣浦 児童クラブ	21-8100
東刈谷	東刈谷 児童クラブ	25-0018
双葉	双葉 児童クラブ	21-9558
朝日	朝日 児童クラブ	24-2883
小垣江	小垣江 児童クラブ	23-3050
小垣江東	小垣江東 児童クラブ	24-3339



## 10 令和8年度 入会申請

申請期間：**令和7年10月27日(月)～11月14日(金)**

※土日祝除く平日 15:30～18:30まで

(クラブ以外で書類を受け取った方はクラブに電話で申請の予約をしてください)

当初申請の入会審査の結果は、**令和8年2月上旬**に書面で通知します。

**注意**

近年、放課後児童クラブへの入会希望者が大幅に増えております。  
**令和8年4月1日から利用希望の方は必ず11/14(金)までに申請してください。**

※**市外からの転入や急な就労等**、やむをえない事情により申請が間に合わなかった方は、子育て推進課へご相談ください。

上記期間での申請がない方は、**令和8年4月1日からの入会が難しくなります。**

## 11 その他の入会申請

それぞれの申請期限を守って申請してください。(※土日祝除く平日 15:30～18:30まで) 期限を過ぎてからの申請は、原則として受け付けません。

長期休業期間のみの入会申請は児童の登録状況によっては募集受付を行わないクラブがございます。(学校長期休業期間のみの利用については、**学区外の放課後児童クラブへの申請が可能です。**)

申請区分	申請期間	審査結果の通知の目安	利用期間
通年利用途中入会	利用開始月の前月15日まで*	不備のない書類提出後10日後程度	

※ 7月、8月利用開始の通年途中入会は、6月5日(金)までに申請してください。

申請区分	申請期間	審査結果の通知の目安	利用期間	
学校長期休業期間のみ	令和8年春休み*	令和8年2月2日(月)～2月13日(金)	3月中旬	3学期終業式～1学期始業式(入学式)前日
	夏休み	令和8年5月18(月)～6月5日(金)	7月上旬	1学期終業式～8月31日
		【夏休み申請期間終了後の申請について】 ・募集受付を停止する場合があります。ホームページにて受付可能クラブ、受付期間等を確認してください。		
冬休み	令和8年11月2日(月)～11月13日(金)	12月中旬	2学期終業式～3学期始業式前日	

※ 申請期間終了後の申請について

- ・申請期限は長期休み初日からの入会受け入れ準備に必要な期間です。申請期間終了後の申請は、初日からの入会には間に合いませんので、ご了承ください。

※ 春休み入会について

- ・新1年生は、4月1日から入学式前日までご利用いただけます。
  - ・新2年生以上は3学期終業式から1学期始業式前日までご利用いただけます。
- 年度ごとの申請書の提出は必要ありません。新学年の年齢でご記入ください。

【お問合せ先】 子育て推進課(電話62-1061)または各放課後児童クラブ